

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例議案

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(<u>常任委員会</u>の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 管 事 項</th> <th style="width: 30%;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>経済委員会</td> <td>商工労働部、<u>交流推進部</u>、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、知事、教育委員会の<u>教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	名 称	所 管 事 項	委員の定数	略			経済委員会	商工労働部、 <u>交流推進部</u> 、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	略	<p>(<u>常任委員会</u>の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 <u>常任委員会</u>の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">所 管 事 項</th> <th style="width: 30%;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>経済委員会</td> <td>商工労働部、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、知事、教育委員会の<u>委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>	名 称	所 管 事 項	委員の定数	略			経済委員会	商工労働部、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	略
名 称	所 管 事 項	委員の定数																	
略																			
経済委員会	商工労働部、 <u>交流推進部</u> 、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	略																	
名 称	所 管 事 項	委員の定数																	
略																			
経済委員会	商工労働部、農政水産部、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	略																	

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、改正後の第18条の規定は適用せず、改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。